「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案」
の御意見募集について

令和 8年 11月13日
中 国 運 輸 局

中国運輸局では、「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正」を予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、同基準の公示を改正する際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案

2. 意見募集期間

令和8年11月13日（金） ～ 令和8年12月14日（月） まで

3. 意見の提出方法

別紙の意見提出様式に記入の上、以下の方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

［電子メール（テキスト形式） による提出］

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

電子メールアドレス ： cgt-ryokaku★gxb.mlit.go.jp

（送信の際は、「★」を「＠」に置き換えて送信してください）

※件名を「サービス基準に関する公示の一部改正案」としてください。

4. 留意事項

・氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。
公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

・住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

5. お問合せ先

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課
TEL：082－228－3679